

指定居宅介護支援事業所運営規程

医 療 法 人 聖 仁 会
在宅介護支援センター大久保

医療法人聖仁会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人聖仁会が開設する指定居宅介護支援事業所在宅介護支援センター大久保(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮しておこなう。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 医療法人聖仁会在宅介護支援センター大久保
- 二 所在地 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保 830 番地 1
西部在宅ケアセンター 2 階

(従業者の職種、員数及び職務)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし常勤介護支援専門員の取扱件数は 35 人を標準とする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1 人（常勤兼務職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 4 人以上（常勤専従職員 3 人・常勤兼務職員 1 人）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 必要数
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日午後から1月3日まで及び祝祭日を除く

二 営業時間

月曜日から金曜日9時から17時・土曜日9時から12時までとする。

三 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示の額とする。

一 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所等

二 使用する課題分析表の種類 居宅サービスガイドライン

三 サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所等

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

五 モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 通常の実施地域を越えて、片道概ね10km未満 300円

二 通常の実施地域を越えて、片道概ね10km以上 500円

3 前第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う者とする。
- 3 事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、報告書を作成するものとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年1回 |
| (3) 虐待防止研修 | 年1回 |
| (4) 権利擁護に関する研修 | 年1回 |
| (5) 認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| (6) 介護予防に関する研修 | 年1回 |
| (7) 感染症に関する研修 | 年1回 |

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する。
- 4 個人情報保護については、別に規程を定めるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人聖仁会理事長と事業所の管

理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第 12 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 13 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成 15 年 04 月 01 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 01 日改定する。

この規程は、平成 18 年 08 月 01 日改定する。

この規程は、平成 18 年 11 月 01 日改定する。

この規程は、平成 19 年 03 月 01 日改定する。

この規程は、平成 19 年 04 月 01 日改定する。

この規程は、平成 19 年 07 月 17 日改定する。

この規程は、平成 19 年 09 月 01 日改定する。

この規程は、平成 19 年 10 月 01 日改定する。

この規程は、平成 20 年 04 月 16 日改定する。

この規程は、平成 20 年 06 月 01 日改定する。

この規程は、平成 21 年 06 月 10 日改定する。

この規程は、平成 21 年 09 月 01 日改定する。

この規程は、平成 21 年 10 月 01 日改定する。

この規程は、平成 21 年 11 月 01 日改定する。

この規程は、平成 22 年 01 月 01 日改定する。

この規程は、平成 22 年 05 月 01 日改定する。

この規程は、平成 22 年 06 月 28 日改定する。

この規程は、平成 22 年 08 月 01 日改定する。

この規程は、平成 22 年 08 月 24 日改定する。

この規程は、平成 23 年 04 月 01 日改定する。

この規定は、平成 24 年 04 月 01 日改定する。

この規定は、平成 26 年 06 月 02 日改定する。

この規定は、平成 26 年 06 月 07 日改定する。

この規程は、平成 27 年 05 月 01 日改定する。

この規程は、平成 28 年 10 月 16 日改定する。

この規程は、平成 29 年 09 月 01 日改定する。

この規程は、平成 30 年 04 月 16 日改定する。

この規程は、平成 30 年 08 月 16 日改定する。

この規程は、平成 31 年 04 月 01 日改定する。(介護支援専門員の員数 1 名減少)

この規程は、2024 年 08 月 01 日改定する。(介護支援専門員の員数 1 名減少)

この規程は、2025 年 04 月 07 日改定する。(第 3 条 所在地変更)

この規程は、2025 年 05 月 01 日改定する。(第 4 条 介護支援専門員員数変更 1 名増員)

この規程は、2025 年 05 月 20 日改定する。

(第 9 条 苦情・ハラスメント処理、第 10 条 虐待防止に関する事項、第 9 条を第 11 条に変更し研修項目の追加)

この規程は、2025 年 06 月 01 日改定する。(第 4 条 介護支援専門員 4 名以上に変更)